

2026年度 中長期系統計画に関する海外調査委託 入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2026年8月

1. 件名

2026年度 中長期系統計画に関する海外調査委託

2. 目的

電力広域的運営推進機関（以下、本機関）では、中長期系統計画として、2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた将来の広域連系系統の具体的な絵姿を示す「広域系統長期方針」を策定している。現在は第7次エネルギー基本計画などの情勢変化を踏まえ、第3次広域系統長期方針の策定に向けた準備を進めている。

第3次広域系統長期方針の策定にあたり、現行の広域系統長期方針の検討内容や評価手法について、諸外国の中長期系統計画との比較・検証を行うとともに、中長期系統計画から個別の系統整備案件へ展開する方法を検討するため、海外調査委託を実施する。

3. 委託業務

（1）業務の内容

受託者は下記の業務を行うこと。なお、本委託における調査対象の最低要件は2地域（欧州を含む）とすること。なお、欧州については一体的な制度・計画として1地域とし、その他の地域については原則として1か国を1地域とすること。受託者は中長期系統計画の策定状況や再生可能エネルギー導入拡大に伴う系統整備の進展状況等の観点から調査対象地域を提案し、本機関の了承のもと、中長期系統計画の策定内容・評価手法および具体的な系統整備案件への展開方法について具体事例を調査すること。

調査に当たっては、事実のみではなく、そこに至る背景や考え方も含めて海外の知見を深く収集するため、デスクトップリサーチにとどまらず海外ヒアリングも実施するものとする。海外ヒアリングの実施に当たっては、本機関はWebによる参加を原則とする。ただし、委託先については必要に応じて現地での参加も認める。また、本機関の同行が有効と考えられる場合は事前に本機関と協議すること。

I. 中長期系統計画の策定内容・評価手法の調査および広域系統長期方針との比較検証

調査対象地域における中長期系統計画の制度概要および策定プロセスについて整理した上で、第3次広域系統長期方針の参考とするため、以下の項目について調査・分析を行うこと。また、下記以外で参考となる内容があれば、追加で提案すること。

① 中長期系統計画の策定内容・評価手法の調査

- ・評価対象とする系統整備の範囲（新設連系線、既設連系線の更新、地内送電線など）
- ・シナリオ分析の考え方（将来の電源・需要の不確実性の扱い、需要・電源の立地や導入速度を踏まえたシナリオ設定、系統増強との時間軸の整合等）
- ・中長期系統計画の実現可能性（施工力・サプライチェーン等の制約の考慮、実現可能性の評価方法等）
- ・増強方策の整理および評価方法（費用便益評価における項目、B/Cによる定量化方法等について）
- ・中長期系統計画の更新方法（着工済み案件等の既計画案件の扱い、費用便益評価における前提条件の設定、情勢変化を踏まえた計画見直しの考え方等）
- ・中長期系統計画の策定における近年の課題および懸念事項

② 広域系統長期方針との比較検証

①の調査結果を踏まえ、調査対象地域における中長期系統計画の策定内容・評価手法等について、広域系統長期方針との比較検証を行い、今後の広域系統長期方針の策定に向けた反映方策について整理・提案すること。

Ⅱ. 中長期計画から具体的な系統整備案件への展開方法および実務プロセスの調査・ヒアリング

中長期系統計画から個別の系統整備案件へ具体化・実行するプロセスを把握するため、以下の項目について調査・ヒアリングを行うこと。また、調査結果を踏まえ、今後の広域系統長期方針の策定及び個別の計画策定プロセスの策定に向けた改善点・反映方策について整理・提案すること。

- ・中長期系統計画から個別案件への展開プロセス（案件化の判断基準、事業化に向けた検討プロセス等）
- ・政策的優先案件の選定方法（優先順位付けの考え方、政府方針等との整合等）
- ・整備タイミング及び工期設定の考え方（サプライチェーン制約への対応、メーカー・施工会社との契約・調達方法等）
- ・費用負担の考え方（地内送電線・連系線における費用負担の考え方、金融支援等の活用方法等）
- ・系統整備案件の事業化における近年の課題

（２）進捗管理

受託者の主任者は進捗状況を把握し、予定と実績、課題と対応状況をまとめ、本機関に報告すること。また、工程・品質・課題他の状況を把握し、問題が発生している場合は、都度、内容と改善提案について本機関に報告すること。なお、報告は原則として２週間に１回程度、会議（Web会議も含む）にて行うものとし、使用する言語は日本語とする。作業遅延および外的な要因により予定の見直しが必要となった場合は、都度、本機関に報告、調整を行うこと。

（３）資料（納入物）作成・提出

受託者は本業務実施に際して、本機関の課題を十分に理解した上で、調査・報告すること。

受託者は以下の資料（納入物）を作成・提出すること。電子データ（Word, Excel, PowerPoint, PDF等）での提出を基本とし、使用する言語は、日本語とする。

実施計画書：作業着手前

定期報告書：進捗状況を隔週報告

中間報告書：中間報告説明会前に提出

最終報告書：最終報告説明会前に提出、説明会後更新あれば速やかに最終版を提出

なお、業務実施期間中に本機関から指示があった場合は、速やかに指定された情報を提出することとする。本機関に提出する情報（報告書含む）は、必ず情報ソースを明記し、バックデータも含めて提出すること。最終報告書は、原則として公表可能な情報を用いて作成するものとする。非公表の情報を含める必要がある場合は本機関と協議の上、当該情報を含む報告書又は資料を別冊として作成・提出すること。

（４）業務場所等

受託者は、受託組織内において、業務を行うこととする。

（５）情報管理

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、以下の点に留意し、

情報セキュリティを確保するものとする。

- ① 委託業務の実施に関して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
- ② 委託業務遂行の目的以外で秘密情報を使用してはならない。
- ③ 当該業務の実施における情報セキュリティ対策の内容および管理体制について記載した書面を、契約の締結にあたりあらかじめ当機関へ提出すること

（６）その他

その他実施に必要な事項については、適宜、本機関と調整を行うこと。

４．業務体制及び資格要件

- ・ 本業務の目的および業務場所等の状況を理解した上で、受託者にて最適な体制を構築するものとする。また、体制については別途報告すること。
- ・ 業務を実行するに当たり、専門性、期間と規模を考慮し、受託者は類似する業務を行った経験がある主任者・担当者を選任することとし、その場合、以下の要件を満たすものとする。なお、主任者・担当者の業務経歴についても別途報告すること。
- ・ 中長期系統計画に関する海外機関との人的ネットワークを有すること。
- ・ 文献調査だけでなく、メールやWEB会議による情報収集・交換能力を有すること。

（１）主任者

主任者は全体のマネジメント業務を担当し、必要に応じ本機関との会議に参加すること。

- ・ 諸外国の系統計画に関する調査・分析業務経験があること。
- ・ 調査のために必要な語学力を有すること。

（２）担当者

担当者は本機関との会議に参加するとともに、必要な業務を行うこと。

- ・ 諸外国の系統計画に関する調査・分析業務経験があること。
- ・ 調査のために必要な語学力を有すること。

５．業務実施上の注意事項

- ・ 作業遅延等の理由により適切な業務遂行が期待できないと本機関が判断し、体制等に係る改善要求があった場合は、これに従うこと。
- ・ 受託者は、やむを得ず要員を交替させる場合、事前に本機関に報告の上、当該要員と同等の資格および経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引継ぎを必ず行うこと。

６．著作権の帰属

- ・ 本業務委託に係り作成、変更及び更新される書類の著作権は本機関に帰属するものとする。
- ・ 本機関に帰属する著作権のうち、著作者人格権について、受託者はこれを行使しないこととする。

７．秘密情報及び個人情報の保護

委託業務に関連して開示する本機関の秘密情報（個人に関する情報含む）の適正な情報管理を維持するため、下記の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 秘密情報は、委託業務の目的以外には使用しないものとする。また、秘密情報を複製する場合には、委託業務の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をすること。
- (2) 受託者は、委託業務に係る情報セキュリティ対策の内容及び管理体制について、本機関に書面をもって提出すること。
- (3) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を本機関に書面をもって報告すること。
- (4) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (5) 再委託先に秘密情報を開示することとなる場合には、再委託先に対しても本契約に定める受託者と同等の義務を課すものとする。
- (6) 受託者が提出した書面に定める情報セキュリティ対策等に違反し、過失によって本機関に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- (7) 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

8. サプライチェーンリスク対策

- ・ 本委託業務の契約に先立ち、事前に、受注者の資本関係・役員の他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を広域機関に書面にて報告すること。ただし、委託業務従事者に関する情報は、個人単位（名指し）である必要はない。
- ・ 委託業務の全部又は一部を他の者に再委託する場合、再委託先に係る上記と同様の情報を広域機関に書面にて報告すること。

9. 再委託

- (1) 受託者は本業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約予定金額について本機関指定の書面に記載の上、提出し、承認を受けること。
- (2) 再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲について本機関指定の書面に記載の上、提出し、承認を受けること。

10. 納入場所

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関 事務所

11. 着手期日および完了期日（予定）

着手期日：2026年10月（契約締結後）

完了期日：2027年3月10日（水）

12. 特記事項

本仕様書に記載のない事項および疑義については、本機関と協議のうえ決定することとする。

以 上